

報告第 19 号

損害賠償請求事件の専決処分に係る報告について

損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項及び紫波町長専決条例（昭和 46 年紫波町条例第 19 号）第 2 条第 2 号の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したから、同法第 180 条第 2 項の規定により、報告する。

令和 8 年 6 月 11 日提出

紫波町長 鎌 田 千 市

別紙

1 事故名

除雪車による物損事故

2 事故発生年月日

令和7年12月14日 午前11時40分

3 事故発生場所

紫波町上平沢字八幡24番6 ファミリーマート紫波八幡店

4 和解及び損害賠償の相手方

住 所 盛岡市中央通3丁目14番2 パークハイツ桜城709号

名 称 有限会社シー・エーフジサワ

代表者 北 條 美 次

5 損害賠償の原因

上記の日時、場所において、駐車場の車止めブロックに接触し破損させたもの。

6 和解の内容

損害賠償の額は、7に定めるとおりとし、当事者は共に将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

7 損害賠償の額

152,900円

8 専決処分をした年月日

令和8年6月4日